

○桜井宇陀広域連合職員被服貸与規程

平成9年3月31日

訓令甲第3号

(目的)

第1条 この規程は、桜井宇陀広域連合の職員で、その職務に応じ必要と認める者に対し被服の貸与を行い、業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(準用)

第2条 職員に貸与する被服については、桜井市職員被服貸与規程（昭和37年12月桜井市訓令甲第7号）を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。